

○国土交通省告示第千五百七十七号

道路運送車両の保安基準（昭和16年運輸省令第六十七号）第一条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十七条第二項、第十七条第三項、第四項及び第六項、第十八条第一項から第四項まで、第二十条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項、第五十八条並びに第六十五条第一項、道路運送車両法関係手数料規則（平成18年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ、第二号、第四号及び第五号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第一号イ、第二号、及び第四号並びに自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第六十六号）第四条第一項、第五条第一号から第四号まで及び附則第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月25日

国土交通大臣 赤羽一嘉

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

第一（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は横線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は横線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。	第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。	一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車、製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成26年国土交通省告示第120号）第2条第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。
二～十七 （略）	二～十七 （略）
（長さ、幅及び高さ）	（長さ、幅及び高さ）
第6条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。	第6条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。
一～三 （略）	一～三 （略）
四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置、側面周辺監視装置（次に掲げる装置であって車体の側面に取り付けられるものをいう。以下同じ。） （その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 イ 側方衝突警報装置 ロ 保安基準第2条第2項第4号に掲げる装置	四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置（保安基準第2条第2項に規定する後方等確認装置をいう。以下同じ。）、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。
2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。 一 （略）	2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。 一 （略）
(新設)	
(新設)	
2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値とする。	
一 （略）	

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.4.4による中央部に備えるものを除く。第22条第4項第12号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取り付けられた状態

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置（以下「周辺監視装置」という。）とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

（走行装置）

第11条 （略）

2 （略）

3 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に關し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに關し、保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項に掲げる基準とする。

一 （略）

二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。） 協定規則第30号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第22改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ロ～ニ （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付隨して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（細目告示別添52 4.6.4.4による中央部に備えるものを除く。以下第22条第4項第9号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

（新設）

（走行装置）

第11条 （略）

2 （略）

3 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に關し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに關し、保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項に掲げる基準とする。

一 （略）

二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。） 協定規則第30号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第21改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ロ～ニ （略）

三 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第9条第2項及び第3項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第12改訂版の規則4、4.3.及び4.4.を除く。）及び6、（6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第12改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第12改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ（略）

4～6（略）

（かじ取装置）

第13条（略）

2 自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第2項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）に係るものを除く。）については、同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。

3～5（略）

（制動装置）

第15条（略）

2（略）

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧洲連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

三 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える空気入ゴムタイヤ（次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。）に関し、保安基準第9条第2項及び第3項の告示で定める基準（前号に掲げる基準を除く。）は、協定規則第117号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第11改訂版の規則4、4.3.及び4.4.を除く。）及び6、（6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第11改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第11改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

イ～ホ（略）

4～6（略）

（かじ取装置）

第13条（略）

2 自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第2項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）に係るものを除く。）については、同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。

3～5（略）

（制動装置）

第15条（略）

2（略）

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧洲連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～7 (略)

8 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下の中には、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第152号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。第93条第9項において同じ。）に適合する衝突被害軽減制動装置を備えなければならない。

9 (略)

（燃料装置）

第18条 (略)

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、前項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

二 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.3.から5.2.1.5.を除く。）に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

5～7 (略)

8 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものには、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第152号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。第93条第9項において同じ。）に適合する衝突被害軽減制動装置を備えなければならない。

9 (略)

（燃料装置）

第18条 (略)

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、前項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。以下この項及び第96条において同じ。）及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）であって三輪自動車以外のものにあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合すること。ただし、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合する場合にあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合することを要しない。

四 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

五 自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

六 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）に限る。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.1.及び5.2.1.2.を除く。）に限る。）に適合すること。

三 （略）

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 （略）

5・6 （略）

五 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第7改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

六 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三 （略）

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 （略）

5・6 （略）

(電気装置)

第21条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.3. (7.3.1. を除く。)に限る。）に定める基準とする。

4 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.2. に限る。）に定める基準とする。

5 (略)

6 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4. に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Vを超える1,500V以下又は交流30V（実効値）を超える1,000V（実効値）以下のものに限る。第99条及び第177条において同じ。）を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.2.8. に限る。第99条において同じ。）に定める基準とする。

二 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.2.8. に限る。以下この条及び第99条において同じ。）に定める基準とする。

三 自動車（保安基準第18条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.3.7. に限る。以下この条及び第99条において同じ。）に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.2. に限る。第99条において同じ。）に定める基準とする。

五～七 (略)
(車枠及び車体)

第22条 (略)

2 (略)

(電気装置)

第21条 (略)

2 (略)

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準とする。

4 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準とする。

5 (略)

6 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4. に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Vを超える1,500V以下又は交流30V（実効値）を超える1,000V（実効値）以下のものに限る。第99条及び第177条において同じ。）を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える3.5t未満の自動車に限る。）については、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則5.2.8. に限る。第99条において同じ。）に定める基準とする。

二 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.2.8. に限る。以下この条及び第99条において同じ。）に定める基準とする。

三 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第7改訂版の規則5.3.7. に限る。以下この条及び第99条において同じ。）に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に定める基準とする。

五～七 (略)
(車枠及び車体)

第22条 (略)

2 (略)

- 3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。
- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版補足第22改訂版の規則3. (3.2.を除く。)及び6.に限る。第100条及び第178条において同じ。)に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあっては、突出していないものとみなす。
- 二・三 (略)
- 4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあっては、この限りでない。
- 一～十一 (略)
- 十二 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。
- 5～7 (略)
- 8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第3改訂版の規則5. (5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。第100条において同じ。)に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。
- 9 車枠及び車体のオフセット衝突(自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。)時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5. (5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。第100条において同じ。)に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。
- 10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5. (5.3.6.から5.3.7.を除く。)に限る。第100条において同じ。)に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車のうち型式の指定等を行う場合以外の場合に該当する自動車とする。
- 11 (略)
- 12 保安基準第18条第5項第2号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点(股関節点)の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。
- 13～17 (略)

- 3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。
- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則3. (3.2.を除く。)及び6.に限る。以下第100条及び第178条において同じ。)に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあっては、突出していないものとみなす。
- 二・三 (略)
- 4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車(同号ただし書に規定する自動車を除く。)にあっては、この限りでない。
- 一～十一 (略)
- 十二 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。
- 5～7 (略)
- 8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件(同規則改訂版補足第2改訂版の規則5. (5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。第100条において同じ。)に定める基準とする。
- 9 車枠及び車体のオフセット衝突(自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突するものをいう。以下同じ。)時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、協定規則第94号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5. (5.2.6.から5.2.8.を除く。)及び6.に限る。第100条において同じ。)に定める基準とする。
- 10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、協定規則第95号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5. (5.3.6.から5.3.7.を除く。)に限る。第100条において同じ。)に定める基準とする。
- 11 (略)
- 12 保安基準第18条第5項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をISO6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点(股関節点)の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。
- 13～17 (略)

(乗車装置)

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3～5 (略)

(座席ベルト等)

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版補足改訂版の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版補足改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二 (略)

4 座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

(乗車装置)

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3～5 (略)

(座席ベルト等)

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）に定める基準とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第9改訂版の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）協定規則第14号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二 (略)

4 座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9 (略)

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト
三～五 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第32条 (略)

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

(自動車の騒音防止装置)

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪自動車は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかるらず、協定規則第41号第4改訂版補足第8改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 (略)

2 (略)

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 側車付二輪自動車にあっては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下この項において単に「反射物」という。）であって次の方法により測定

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9 (略)

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 (略)

二 協定規則第16号（同規則第8改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト
三～五 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第32条 (略)

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）に定める基準とする。

(自動車の騒音防止装置)

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 二輪自動車は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかるらず、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 (略)

2 (略)

(緊急制動表示灯)

第61条の2 (略)

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～7 (略)

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下第1号及び第2号において単に「反射物」という。）であって次の方法により測定

した反射性能がいずれも $0.02\text{cd}/10.76\text{l}\times$ 以下であるもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあっては、この限りでない。

一・二（略）

9~14（略）

（車両接近通報装置）

第67条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の規則6.に限る。）に定める基準とする。

（後写鏡等）

第68条（略）

2・3（略）

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二（略）

三 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 $20\text{km}/\text{h}$ 未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できることであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度 $15\text{km}/\text{h}$ 以下のものに限る。第146条第5項第2号口及び第224条第5項第2号口において同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できることであればよい。

四（略）

5・6（略）

（自動運行装置）

第72条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二（略）

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発することであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

により測定した反射性能がいずれも $0.02\text{cd}/10.76\text{l}\times$ 以下であるもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって協定規則第110号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに限る。）に掲げるものにあっては、この限りでない。

一・二（略）

9~14（略）

（車両接近通報装置）

第67条の3 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則6.に限る。）に定める基準とする。

（後写鏡等）

第68条（略）

2・3（略）

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二（略）

三 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 $20\text{km}/\text{h}$ 未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できることであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度 $15\text{km}/\text{h}$ 以下のものに限る。第146条第5項第2号口及び第224条第5項第2号口において同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できることであればよい。

四（略）

5・6（略）

（自動運行装置）

第72条の2 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二（略）

三 自動運行装置の作動中、施行規則第31条の2の2第4項の規定により付された条件（第5条又は第83条の規定を適用する場合にあっては、施行規則第31条の2の2第1項第3号の状況）（以下「走行環境条件」という。）を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発することであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は第5号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。

五・六 (略)

七 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は第3号若しくは第4号の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 (略)

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6. 及び7.に限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.、6. 及び7.に限る。）に適合する自動車であって、第6号の規定の適用を受けるものは、同号の規定にかかわらず、第3号の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は第6号の基準に適合するものとし、協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則5.5.1.に限る。）にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができるものとする。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置（自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）は、次のイ又はロに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合すること。

イ 前号の基準に適合する自動運行装置を備える自動車 協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.（規則8.4.1.を除く。）に限る。）に定める基準及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.の基準。この場合において、同別添3.3.1.中「3.1.」とあり、及び同別添3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「協定規則第157号の技術的な要件（同規則の規則8.3.に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ 自動運行装置を備える自動車（イに掲げる自動車を除く。） 別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準

（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

四 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、前号の警報を発するものであること。当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は次号の制御が開始した場合にのみ終了することができる。

五・六 (略)

七 自動運行装置又はリスク最小化制御の作動中、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。

八～十三 (略)

十四 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。）にあっては、別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」に定める基準に適合すること。この場合において、これと同等以上の性能を有するものは、当該基準に適合するものとみなす。

十五 自動運行装置に備える作動状態記録装置（自動運行装置の機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）は、別添123「作動状態記録装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

（新設）

（新設）

（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取り付けられた状態

5 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める突出量とする。
ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する場合において、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が、保安基準第2条第1項に規定する幅を超えない場合は、この項の規定は、適用しない。

一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下

（かじ取装置）

第91条 （略）

2 自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）を除く。）については、同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとし、協定規則第79号に定める高度運転者支援ステアリングシステムを備える自動車のかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合しないものとする。

一～三 （略）

3～6 （略）

2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。

一 （略）

二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。以下第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

三 （略）

3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

（新設）

（かじ取装置）

第91条 （略）

2 自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則2.3.4.1.1.、2.3.4.1.2.、2.3.4.1.4.並びに2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.（運転者異常時対応システムを備えない自動車に係るものに限る。）を除く。）については、同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとし、協定規則第79号に定める高度運転者支援ステアリングシステムを備える自動車のかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合しないものとする。

一～三 （略）

3～6 （略）

(制動装置)

第93条 (略)

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第4改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第5改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

5～10 (略)

(燃料装置)

第96条 (略)

2 (略)

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、第1項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

(制動装置)

第93条 (略)

2 (略)

3 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第6項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版附則6に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第140号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第139号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 (略)

5～10 (略)

(燃料装置)

第96条 (略)

2 (略)

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、第1項第1号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.1.1.に限る。）の規定は適用しない。

一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当

- 二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8 t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）に適合すること。
- 三 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5 t を超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 t を超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件に適合すること。

四 （略）

五 自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。

六 （略）

4 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び3.1.2.6. から3.1.2.8. までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1. から7.2.3. までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5 t を超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 t を超える自動車を除く。）に限る。）

該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8. 及び9.6.に限る。）に適合すること。

二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8 t を超え3.5 t 未満の自動車に限る。）であって三輪自動車以外のものにあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8 t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8 t を超える自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則8.に限る。）若しくは別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合すること。

四 （略）

五 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（保安基準第18条第4項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件に適合すること。

六 （略）

4 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 （略）

2・3 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則改訂版補足第2改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び3.1.2.6. から3.1.2.8. までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1. から7.2.3. までに限る。）に適合すること。

二 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、

及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車にあっては、協定規則第153号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.2.1.（5.2.1.1.及び5.2.1.2.を除く。）に限る。）に適合すること。

三 （略）

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 （略）

5～7 （略）
(電気装置)

第99条 （略）

2 （略）

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

4 （略）

5 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.2.に限る。）に定める基準とする。

6・7 （略）

8 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.1.に限る。）に定める基準に適合するものとみなす。

一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。

二 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。

大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第34号に定める方法（同規則第3改訂版補足第2改訂版の附則4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5の1.及び2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

三 （略）

四 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量2.5tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版附則3の規則1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第3改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

五 （略）

5～7 （略）
(電気装置)

第99条 （略）

2 （略）

3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、別添120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に定める基準とする。

4 （略）

5 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に定める基準とする。

6・7 （略）

8 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第2改訂版補足第4改訂版の規則6.4.1.に限る。）に定める基準に適合するものとみなす。

一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。）については、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。

二 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第94号の技術的な要件に定める基準とする。

三 自動車（保安基準第18条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の技術的な要件に定める基準とする。

五～七 （略）

9 （略）

10 保安基準第1条の3ただし書により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次に掲げるのは、保安基準第17条の2第6項の基準に適合するものとする。

一 原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し又は損傷する確実に取り付けられているもの。

イ （略）

ロ 協定規則第153号の技術的な要件が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあってはこの限りでない。

ハ （略）

（車枠及び車体）

第100条 （略）

2～3 （略）

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一～九 （略）

十 方向指示器のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器若しくは高さ2m以下に取り付けられた側面周辺監視装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。

5～7 （略）

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とし、同項第3号の告示で定めるものは、同項第1号及び第2号に掲げる自動車の形状に類する自動車とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

9 （略）

三 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第95号の技術的な要件に定める基準とする。

四 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）については、別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.に定める基準とする。

五～七 （略）

9 （略）

10 保安基準第1条の3ただし書により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって次に掲げるのは、保安基準第17条の2第6項の基準に適合するものとする。

一 原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し又は損傷する確実に取り付けられているもの。

イ （略）

ロ 別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあってはこの限りでない。

ハ （略）

（車枠及び車体）

第100条 （略）

2～3 （略）

4 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。

一～九 （略）

十 保安基準第41条の装置のうち自動車の両側面に備えるものであって最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの又はその方向指示器が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの又は自動車の幅から突出していないものにあってはこの限りでない。

5～7 （略）

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、協定規則第137号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

9 （略）